

令和元年度第1回 京都市生活安全施策審議会 摘録

1 日時

平成31年4月25日（木）午前10時から正午

2 場所

本能寺文化会館 5階 「雁」

3 出席者（17名出席，3名欠席）

溝渕委員（石丸洋委員代理），石本委員，井上委員，宇津委員，北村委員，高田委員（坂根剛委員代理），佐藤委員，澤井委員，菅原委員，高岡委員（副会長），土屋委員，椿原委員，成田委員（会長），富名腰委員，三木委員，森廣委員，安田委員（五十音順）

4 摘録

（1）開会挨拶

文化市民局長

この4月に文化市民局長に着任した別府と申します。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方におかれましては，年度初めのお忙しい中，御出席賜りありがとうございます。また，日頃からそれぞれのお立場で市民生活の安心安全を支えていただいていること，改めて御礼申し上げます。

平成11年に京都市生活安全条例を施行し，翌平成12年に京都市生活安全基本計画を策定して以降，犯罪や事故の未然防止，安心安全な地域社会の実現に向け取組を進めてきたところです。皆様方の御支援・御尽力もあり，例えば，刑法犯認知件数は，平成20年当時3万件を超えていたのが，現在では半分以下の1万1千6百件程度まで減少しており，市民の皆様，京都府警察，行政が一体となった取組の成果だと考えております。

一方で，「安心して暮らせるまちだと思えるか」との主観的な市民の皆様の感覚についてお尋ねしたところ，安心だと回答した方は44％にとどまっております。また，最近では，“アポ電強盗”と言われる凶悪な事案も発生しております。併せて，家族の間のコミュニケーションや地域・ご近所同士との付き合いも希薄化しているといった現状があります。こういったことが犯罪抑止力の低下，あるいは，地域活動の担い手不足ということにも繋がっているなど課題もたくさんあるところです。

折しも，2015年国連において「誰一人取り残さない持続可能な17の開発目標」＝SDGs（エスディージーズ）という国際目標が設定されました。例えば，「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」あるいは「人や国の不平等をなくそう」といった目標が掲げられております。私なりの理解では，開発や発展ばかりを優先させるといったことではなく，すべての人を大切に，調和のとれた持続可能な社会を目指すもの，と理解しております。この17の目標の1つに「住み続けられるまちづくりを」というものがあります。開発や経済発展によって，ややもすれば失われがちなコミュニティの絆や人々の安全をしっか

り確保したうえで、安心安全な地域社会を実現しようという大きな目標です。このSDGsについて、日本経済新聞による全国815の自治体を対象とした「全国市区・サステナブル度・SDGs先進度調査」では、京都市が総合1位という評価を頂きました。市民の皆様、関係団体等、皆様の御努力が評価をされたものであると思っております。

安心安全については、まだまだ課題も多い現状があります。本日、御議論いただく予定をしている次期京都市生活安全基本計画においても、幅広く御意見いただき、しっかりとした内容とし、皆様と一体となって犯罪や事故の少ない世界一安心安全なまち京都の実現に向けてさらに取組を進める必要があると思っております。

本日もぜひ、活発かつ率直な、忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(※配布資料確認)

- 資料1 令和元年度京都市生活安全実施計画（取組計画）
- 資料2 京都市基本構想、京都市基本計画及び京都市生活安全基本計画
- 資料3 市民アンケート調査の調査項目及び基礎調査（案）の内容について
- 参考資料1 京都市生活安全条例及び施行規則
- 参考資料2 京都市生活安全施策審議会委員名簿
- 参考資料3 第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画【改定版】
- 参考資料4 次期京都市基本計画策定に係る市民アンケート調査結果
- 席上配布資料 青少年モニター制度を活用したアンケートの実施について

(2) 委員紹介

京都府警察人事異動による委員交代のため、新任委員の紹介。（代理出席者の紹介）

(3) 事務局職員紹介

京都市人事異動による事務局職員交代のため、紹介。

(4) 定足数確認

委員総数20名のうち出席者17名で、過半数の出席を得ているので、京都市生活安全条例（以下、「条例」という。）第10条第3項の規定により審議会が成立していることを確認。

(5) 議題

事務局

それでは、ここからの議事進行については、条例第10条第2項の規定により、成田会長にお願いしたいと思います。

成田会長

議事進行について、皆様、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、次第に記載の議題（1）「令和元年度の生活安全施策の推進」について事務局から説明をお願いします。

事務局

（資料1に基づき、新規・充実事業を中心に説明）

※例年、審議会を9月に開催しているため、当該年度の取組計画と前年度の実績を併せたものを実施計画として報告しているが、今回は、4月開催のため、先に当該年度の取組計画のみを報告。

成田会長

第2次生活安全基本計画に基づき、毎年度策定することとなっている実施計画について、新規・充実事業合わせて91事業を着実に実施していくことで、生活安全施策の推進を図っていくことを御報告いただきました。

ただ今の議題について、今回は、事前に資料を皆様に配布させていただいた際に、質問票をお送りしており、事前に質問をいただいておりますので、これについて、まず、該当委員に御発言いただき、事務局から御回答いただきたいと思います。

それでは、三木委員、取組方向の分野「高齢者」の部分について、御発言いただき、そのあと事務局から御回答をお願いします。

三木委員

高齢者に関し、色々と取り組まれているが、「アポ電」による被害、また、高齢者だけではないがいわゆる「不招請勧誘」、訪問販売や電話勧誘が主なものであるが、こういったものへの対策として、「詐欺電話撃退機器」といった機器の無料貸与を取組に追加されてはどうかと思います。これに関しては、京都府警察や京都市の消費生活総合センターでも色々とされているかとは思いますが、実施計画の中に記載がなかったためお聞きしたいと思います。

事務局

3月に起きた「アポ電強盗」の殺人事件が起きて、社会的にも通話録音装置の関心が高まっているところです。平成29年に、京都府警察においてモデル事業として200台ほどの貸出を実施され、効果検証されております。貸与先での被害はなかったとの結果が出ており、抑止効果があったとお聞きしております。

京都市においても、有効性については認識していますので、事業としてどう実施していくのか、ということを現在検討しているところです。

三木委員

それは無料で貸与実施されたものですか。

事務局

京都府警察の貸与事業については、無料だったと聞いています。

高田委員（坂根剛委員代理）

貸与から1年間検証し、その結果、「特殊詐欺対策として効果があった」とモニターから回答をいただいております。既に回収しており、また、新たに貸し出していこうということで、現在、選定中です。

成田会長

ありがとうございました。ほかに御質問はありませんか。

ないようですので、私から。

目次の「3-③ 女性」の分野の中にある「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携」という事業と、「3-① 子ども・若者」の分野の中にある「非行防止教室」、教育委員会関係の事業について質問です。

性犯罪に関して、犯罪が起きてから被害者を支援するのも大事だが、先手を打って被害を予防する、あるいは、被害が小さい段階からすぐ被害者が相談できるようにすることが大事だと言われています。先日、別の機会に被害者の事情を伺ったところ、特に小学生は、

まだきちんと性教育を受けていないため、嫌だというモヤモヤした気持ちは持っていますが、被害を訴えることができないというようなことがありました。

例えば、仲の良いお兄さん、お姉さんから性的に何かされたとき、仲が良いから何も言えない、といったことがある。そのあたりについてきちんと教育を受けていれば、仲が良い悪いとは別の話だからきちんと訴え出ることができ、被害の予防にもなるので、被害が小さいうちに発覚させて検挙する、あるいは、被害者の心の被害回復に繋がると言われています。

こういった視点から、先ほど申し上げた2つの事業は関連が深いと考えています。「非行防止教室」では、「子どもたちを被害者にも加害者にもさせない」という記載があり、その意味ではこの視点と重なると思いますが、他方で、暴力といじめ防止が中心になっていて、性犯罪が入っているのかどうか分からないため、その点の状況を教えてほしい。

事務局

把握していないため、確認のうえ、回答させていただきたいと思います。(注)

成田会長

この点について、ウィメンズカウンセリング京都代表の井上委員は実態について詳しいところもあるかと思うので、何かあれば御意見頂戴したいと思います。

井上委員

やはり20代以下の性暴力被害者が多いし、小学生同士で、5年生の加害者、2年生の被害者といった事例もありました。本当に性教育が遅れていると思います。京都SARAは、教育委員会とも連携した協議の場があるのでそのことを言っていますが、なかなか性教育というと、「寝た子を起こす」といった感じの反応が返ってきます。このケースでも「好きか」と尋ねられて「うん」と答えるとキスをされる。気持ち悪いと思っていても、母親にそのことを話すと、母親もきちんと性教育を受けていない世代であるため、「そのくらい構わない」と言うのです。しばらく経って「付き合ってくれるか」と尋ねられ、付き合うということがよくわからないまま「うん」と答えると、今度は、性行為に発展することになってしまった。「こういう事態を放っておくのですか？」と学校や教育委員会に訴えてもなかなか通じないのか、反応がない。最近は大學生においても“同意”が問題になっています。性行為をする前に、2人で性行為を行うということについて話し合い、両者によって同意あるいは合意する必要があるのですが、京都SARAのケースではまったく同意がありません。昔は考えられなかったことですが、今は、女子大學生が夜中に1人で男子学生の部屋に行き、レポートを一緒に書いたりしています。その時に男子学生に性行為を仕掛けられるときがありますが、強く「止めて！」とすることができない。その理由は、相手との関係性や「その場を乱すことになる」からで、被害に遭っても「ノー」と言えないというのです。でも、同意のない性行為の強要は、性暴力です。さらに、この被害を相談した人からも「それを性暴力と思う方がおかしいよ」と、“セカンド・レイプ”(二次受傷)を受けることもあります。京都SARAでも性暴力被害者の40%は20代以下です。この責任は、私たち大人にあると思います。そして、性暴力被害者心理がまだまだ理解され

ていない。そのうえ、被害者のほうが非難されるという状況を、この審議会においても何とかしていただきたいと切望します。

成田会長

大事な視点としては、実際に加害者・被害者ともに小学生という事例が京都で起きているということ。性犯罪の対策として、「３－③ 女性」の分野に、性暴力被害者相談支援との記載があるが、実は、犯罪の予防・対策ということであれば教育委員会にも連携強化いただいて、この分野に入るようにすべきであるという御意見だったかと思います。実際に、こういう事件があったということを踏まえての非常に重たい提言だということでも議事録に記載願いたいと思います。

他にございませんか。

三木委員

１０ページの「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進」について、市内全域で路上喫煙禁止だと思いますが、過料徴収区域とそれ以外とをなぜ分けているのか。いっそ市内全域に広げられないのでしょうか。

事務局

御指摘のとおり、市内全域に路上喫煙禁止の努力義務を課しています。市民への周知啓発、効果的な取組として、街中の人が多く集中する場所で効果的に路上喫煙禁止を周知できるところを過料徴収区域として設定しています。御指摘のように、市内全域を過料徴収区域として広げるという御意見もございますが、なかなか物理的に難しい面がございます。とはいえ、健康増進法改正の関係もありますので、まずは、効果的に広めるということで、今年度は、過料徴収区域外でも今まで以上に啓発に取り組んでまいります。

三木委員

次に、４５ページの「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」ですが、要介護高齢者、障害のある市民が対象とのことで、４，０００件近くの利用があるとの記載がありますが、要介護や障害のある市民だけでなく、必要とされている高齢者すべてが利用できるようにしてはどうかと思います。

私事ですが、他府県の田舎に住む母が１人で住んでおり、要介護や障害はありません。田舎の方はごみ収集場所が本当に遠い。私もその自治体に問合せしたことがあるが、なかなかこういった取組がない。認定がなくても必要とされている高齢者に広げていただければ良いのではということを提案させていただきます。

事務局

確かに高齢の世帯が増えてきているというのは事実ですので、御意見があった旨、関係所属にお伝えさせていただきます。

三木委員

次に９５ページの「再犯防止対策の推進」について、「２ 内容」の「(2)京都市再犯防止推進指針の策定」に「平成３０年度実施の実態調査の結果を踏まえ」とありますが、京都市で調査をされたのですか。公表されていますか。

事務局

京都市の保健福祉局が実施しています。公表はされておりませんが、聞いているところでは、女性の矯正施設等への聞き取り調査を行っているとのこと。また、今年度は、モデル事業として、そういった方々に対する生活就労支援事業を実施すると聞いています。昨年度行った調査の結果は、わかり次第ご報告させていただきます。

成田会長

ほかに御質問はありませんか。

それでは、「令和元年度京都市生活安全実施計画（取組計画）」については、皆様からの御意見を踏まえて、現計画期間の残りも2年を切っておりますので、着実に実施していただき、令和3年度以降の取組に繋げていただきたいと思います。

次に議題（２）「次期京都市生活安全基本計画策定に向けて」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（資料２，３，参考資料４及び席上配布資料に基づき説明）

- 市基本構想，市基本計画，SDGs，レジリエンスと市生活安全基本計画の位置付けを説明。
- 今年度実施予定の市民アンケート調査及び基礎調査（案）の内容と，これについての検討材料として，次期京都市基本計画策定のための市民アンケート調査結果及び青少年モニター制度を活用したアンケート調査結果について説明。

成田会長

改めて，生活安全基本計画の位置付けから御説明いただき，また，これまでから持っていた視点ではありますが，誰一人取り残さない「SDGs」（Sustainable Development Goals）の視点やあらゆる危機をしなやかに乗り越える「レジリエンス」の視点を，より一層取り入れた次期基本計画にしていく必要があること，このことを踏まえ，基本計画を策定するに当たり，市民ニーズ等を把握するため実施するアンケートの具体的な調査項目，その他材料となる基礎調査内容について御説明いただきました。

ただ今の議題につきまして，先ほど同様，事前に質問等をいただいておりますので，これについて，まず，該当委員に御発言いただき，事務局から御回答いただきたいと思います。

それでは，菅原委員，御発言のほどよろしくをお願いします。

菅原委員

私は，京都府警察のネット安心アドバイザーと京都市教育委員会の情報モラル市民インストラクターをさせていただいております。

今，御説明のあったように「誰一人取り残さない」，そして「しなやかに危機を乗り越え再生する力」ということで策定されている「京都市レジリエンス戦略」にあるように，“今後の私たちの理想”という視点でお話しさせていただきます。

スマートフォンの普及と使用の低年齢化が進んでいることを危惧しています。京都府警察と京都市教育委員会の両方の活動を通じて，親への啓発が大事であり，それが子どもを守ることに繋がる，子どもを守ることが子ども自身の生きる力に繋がっていくということで，地域・家庭・学校，そしてそこに行政の力をお貸しいただくという理想から活動させていただいています。

ただ，近年，家庭の教育力，地域力，コミュニケーション力が，全体的に低下している傾向にあり，そこに，小学生・中学生が薬物を購入・使用するなどの事案が発生しています。犯罪に巻き込まれるという事案が多く発生するなど，状況が変化していること

を鑑み、今後、スマートフォンやインターネットを使用するに際しての啓発活動について、京都市の戦略の中で必須であると考えています。その重要性は年々高まっているので、引き続き、京都市生活安全基本計画の取組項目として、継続・充実させて位置付けていただきたいと思います。

また、先ほどから話のある性教育の充実というのも、スマートフォンやインターネットの間違った使い方が関係しているというのも事実です。ネット関連の犯罪すべてにおいて、「間違った使い方をした」「知らないでやった」「啓発不足」というのが必ず関わってきているのも事実です。ですので、啓発活動は“生活安全”“くらしの安全”“子どもの教育”“すこやかな成長”の全てに通じているといっても過言ではないと思います。

地道な活動ではありますが、色んなところで啓発活動をお目にされた場合は、ぜひとも関係ないと思わないでください。青少年モニター制度を活用したアンケート調査結果の中でもインターネット・スマートフォンの脅威を感じるとのお声もありましたので、ぜひとも目を向けて力をお貸しいただきたいと思います。

補足ですが、京都府警察のアドバイザーの活動として「ネットトラブルを疑似体験してみよう！」という体験型ネットトラブル対策講座が今年度から新たに始まっており、これに携わらせていただいております。ぜひ体験していただきたいと思います。

今後とも、スマートフォンやインターネットの使い方等に関する啓発活動をより一層充実させていただきたいと思います。

事務局

次期基本計画については、これからアンケート調査もし、策定していくところですが、昨今の社会状況の変化から、スマートフォンやインターネットの活用はますます進み発展していくと思われます。使い方を間違えれば大きな問題になるということも踏まえて、計画に盛り込んでいきたいと考えております。

成田会長

他に御意見等ございませんか。

では、私から。

席上配布資料の「青少年モニター制度を活用したアンケート調査」についてですが、これから実施するアンケートでも色んな項目があって、クロス集計すると思いますが、先行して実施した当該アンケートについて、7ページのいわゆる体感治安について、こういうものに不安を感じるかという問いで、一番多いのは今もあったSNSなどのネット空間であります。その1つ上のところで「性暴力被害」というのがあり、ここだけ見るとネット空間への不安の半分以上の回答数であると感じますが、性犯罪に関しては男女差があり得ると考えておまして、回答者の内訳、男性か女性かで体感治安に差があるかという分析をお願いしたいと思います。そこで次の全体のアンケート実施の際に生かせる知見があれば取り入れていけば良いかと思います。

他にありませんか。

石本委員

先ほどからスマートフォン等の問題についてお話がありましたが、京都市立の小中学校の中で、中学生になれば、ほぼスマートフォンは早い段階で所持するようになっているかと思います。私も過去に小学校のPTA活動をやっておりました。その頃から先生方も含め、携帯電話を子どもに持たせてはいけないと言われておりましたが、昨今、そういった声がなくなっています。スマートフォンを持たせても良いではないかという御意見もあります。子ども・親に対しての啓発も減っているという声も聞きます。また、学校によって、先生方の考え方等がきちんとできあがっているところとそうでないところとで差があるように思います。小学校の保護者を対象としたものなど、色々アンケートが実施されてそれを目にすることもあります。保護者からは色々回答が出ています。私たちの世代の常識は、昨今、親には非常識です。「親に対しての啓発」と一言で言っても、大変難しいです。行政にお願いするとの御意見もありますが、これは、行政にお願いするのではなく、地域・町内会・近隣・向こう三軒両隣で手を取り合ってきちんと町内活動ができればクリアできることだと思います。町内で誰か代表をお選びいただいて、

音頭を取って地域活動に取り組んでいただければ良いことなのですが、そういう地域コミュニティの場が今や「学校」になっている。子どもに色々事案があっても学校で黙認されているといったことを父兄から聞きます。そのあたりについて、行政、教育委員会はどうのようなお考えをお持ちなのかお聞きしたと思います。

成田会長

スマートフォンについて、低年齢層にも持たせても良いと親世代が考えているということ、それから行政と教育との連携も大事だし、地域コミュニティとの連携も大事だという意見をいただきました。これに対して御回答いただければと思います。

森廣委員

私は、地域生徒指導連合会の代表として出席させていただいており、本職では中学校の校長をしておりますので、今の点について回答させていただきます。

まず、携帯電話の持ち込みについては、京都市の小中学校では必要がないとの姿勢で変わっておりません。本校においては、持ち込みは不要であると明記したプリントを全保護者に配布しております。しかしながら、昨今、東京都等で、携帯電話の持ち込みを許可するという報道がありますので、対応に苦慮しておりますが、京都市の小中学校では現在も必要ない、持込みを許可しないという姿勢であります。

情報モラル教室を行ったり、本校においては6月にLINE株式会社の方にお越しいただき、「LINEにおける危機管理」という教職員向けの研修を行う予定をしております。他校についても、NTTやKDDIから講師に来ていただいて教室を実施しております。

性犯罪についても、先ほどお話のあった「非行防止教室」の中で、今年度から、京都府警察から人事交流でお越しいただいている御担当の方に、性犯罪に関することについても実施していただくこととなっております。

基本的には、地域が発信することは様々な形で教育委員会にあげて各校と教育委員会とで情報共有していますし、子どもに色んな事案があった場合、それをきちんと「認知」することに力を入れて取り組んでいます。

菅原委員

私が2008年に京都市教育委員会の情報モラル市民インストラクターに就任させていただいたときは、携帯電話は子どもに持たせてはいけないと言われていました。しかしながら、昨今、持たさないままではどうにもこうにもいかないという状況になっております。就職活動するにしても、スマートフォンからエントリーするという時代です。それであれば、持たさないのではなく、「正しく持たせよう」ということで、使い方やそのリスク等を子どもに教えるために、私たちインストラクターも研修を受けてやっています。

椿原委員

防犯の取組を少し御紹介させていただきたいと思います。私のところの管轄は右京警察署ですが、詐欺被害防止や子どもの安全などについていかに地域住民に見てもらうことが大事かということから、昨年は、防犯に関しての情報誌を入れた情報発信ボックスを設置していただきましたが、もう少し見やすくということで、今年の4月号からは、A3のポスターが掛かるボックスを区内の全小学校の校門に掲げていただき、地域の方の目に触れるように設置していただきました。保護者の方に目で見て感じてもらうということで、実施しております。保護者の方からも、警察署から回覧で回ってくる交番だよりは、見ずに回していたが、A3ポスターで見やすくわかりやすいというような声もいただいております。こういった取組を行っているということで紹介させていただきました。

澤井委員

先ほどから御意見もありましたが、私たち保護司会の方でも、学校と地域と何とか繋がっていかねばならないということで、校長会と保護司会との連携作業も進み、校長会の場でも校長先生方が本当の気持ちを吐露されることが多くなってきたように感じます。保護司会から、出前授業ということで実際に学校に出向いて授業を行うなど、学

校側が積極的に門戸を広げていただいております。保護司会の中でも地域によって温度差があるかとは思いますが、この取組はどんどん進めていきたいと思っています。

ただ一つ悩ましいのが、「住みやすい」「安心である」という思いをもたらすのは地域です。しかし、地域の自治会がどうなっているのかを見てみると、古くからの町内会には既に崩壊しています。やさしさを取り戻す、規範意識の希薄になった現代だからこそ、もう一度見直すべきであると思っています。今回の市基本計画の市民アンケート調査結果にもありましたが、京都が住みやすいと感じているといっても、どこが住みやすいのか、どういった点で住みやすいのか考えなければならないと思います。隣近所とお付き合いすることがなくなったので住みやすいのか、そうではなくて、挨拶や隣近所との物の貸し借りなどそういったやさしさのつながりがあるから住みやすいのか、一言で住みやすいと言っても色々あると思います。そういったことを考え、本日あった様々な意見も含め、それらの点と点を線で繋げて大きなものになれば良いと思います。

井上委員

私はカウンセラーですので、今は女性を対象としたカウンセリングを行っていますが、その前には障害を持った子どもたちを対象にカウンセリングを行っていたこともあります。その中でいつも思っていたのが、大人は子どもの話を聞いていないということです。先生から子どもへの性暴力、といった事例があったときも、学校は子どもから話を聞いていないのです。一番大事なのは、被害者の話です。私たち大人がどう言うかより、被害に遭った子ども自身の話をしっかり聞かなければならない。アメリカやフランスでは、性教育の授業においても事例を出して子どもたち自身にどう思うかを考えさせ意見を述べさせています。子どもの人権を守るという意識が高い。そういった点で日本は本当に遅れていると思います。女性の人権が守られていないと言いますが、子どもの人権はもっと守られていません。ですので、“子どもから話をしっかり聞く”ということをやりたいと思います。

成田会長

ありがとうございました。

時間になりましたので、この議題についての審議は以上とします。

ただ今の皆様からの御意見を踏まえ、今年度実施するアンケート調査等に反映し、実施していただきたいと思います。

それでは本日の予定は以上です。事務局にお返しします。

事務局

成田会長、ありがとうございました。

それでは閉会に当たり、京都市を代表し、並川くらし安全推進部長から、一言、御礼を申し上げます。

並川くらし安全推進部長

本日は、長時間、闊達な御議論をいただきありがとうございました。

様々な面で御活動いただいている委員の皆様方から貴重な御意見をいただき、我々事務局としても、京都市でできる施策として次につなげていく必要性を感じました。

本日の御議論は、「地域」「コミュニケーション」「教育」これに伴う「研修」「周知の手法」といったことがキーワードであったかと思います。「安心安全な社会を実現していく」というのは、万人の願いであり求めていることだと思いますので、それを皆が自分のこととして、それぞれができることに取り組んでいくことが大事だと実感しました。

本日、貴重な御意見をたくさんいただきました。市民アンケートもこれから実施して、しっかりとした計画を策定してまいりたいと思いますので、引き続き御協力いただければと存じます。

併せて、残念ながら、今回で任期を終えられる委員の方々もおられますが、様々な形で引き続き御協力賜りたいと存じます。

本日は、ありがとうございました。

事務局

それでは以上をもちまして、令和元年度第1回「京都市生活安全施策審議会」を終了します。

各委員の皆様におかれては長時間にわたり御議論等をいただき、誠にありがとうございました。

（注）P4 の「非行防止教室の中で性犯罪に関する授業はあるのか」との質問に対し、確認のうえ別途回答するとさせていただいていた点について、その後の P8 での森廣委員の御発言をもって回答に代えさせていただきます。